

小中高生放課後支援活動業務委託に係る実施要領 Q&A

本資料のほか、『小中高生放課後支援活動業務委託に係る実施要領』、『令和6年度小中高生放課後支援活動仕様書』も併せてご確認ください。

Q1. 事業費積算について備品費を計上してよいか。

A1. 計上しないでください。事業費の積算については、謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、賃借料、雑役務費の内で行ってください。

Q2. 本事業において熱中症対策として、参加する子どもたちにスポーツドリンク等を用意する経費を事業費に計上してよいか。

A2. 計上しないでください。受益者負担の観点から事業に参加する子どもにかかる飲食物等の経費は事業費に計上することはできません。絆創膏等と同様に応急処置など保険に係る消耗品として、経口補水液の購入代金を計上することは可能ですが、受益者負担の観点から、参加する子どもたち全員に配布することはできません。

Q3. 事業における活動実施に当たり、参加者から参加費を徴収することは可能か。

A3. 可能です。地域の実情に応じてその経費の一部について、保護者等に費用負担を求めることは差し支えありません。ただし参加費を徴収する場合には、適切な額を設定し、関係者等に対して説明を行って理解を得るとともに、活動への参加を希望する全ての子どもができる限り多く参加できるような配慮が必要です。

Q4. 学校の環境整備の一環としてボランティアによる花壇整備やペンキ塗りを行ったが、それに係る消耗品（花やペンキ等の代金）は事業費に計上してもよいか。

A4. 学校整備に要した消耗品費等は、本来学校の運営費で負担すべきものであり、事業費として計上することはできません。当該経費が学校で負担すべきものでないかをよく確認した上で計上してください。なおこうした活動に従事したボランティアへの謝金等は事業費に計上することは可能です。

Q5. 事業に参加する子どもや保護者に係る保険料を計上することはできますか。

A5. 受益者負担の観点から、事業に参加する子どもや保護者に係る経費は事業費に計上することはできません。

Q6. 備品とは何ですか。

A6. 性質及び形状を変えずに比較的長期(2年以上)の使用又は保存に耐える物で、かつ、1品の購入価格又は評価価格が5万円以上の物品、その性質は消耗品に属する物であっても形状の永続性のある標本、陳列品等として保存する物品、図書館、図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書並びに物品管理上保存する必要がある物品をいいます。